

# 「パートナーといると怖い」

追加資料

かお いろ

# 「いつもビクビク、顔をうかがっている」

かん

# と感じたら、

ドメスティック・バイオレンス

ぼう りょく

# それは、暴力(DV)かもしれません。

## 身体的暴力

殴る・蹴る／首を絞める／髪を持って引きずり回す  
包丁で切りつける／階段から突き落とす  
タバコの火を押し付ける／熱湯をかける

## 精神的暴力

暴言を吐く／脅かす／無視する／浮気・不貞を疑う  
家から締め出す／大事にしているものを壊す  
ばかにする／親族・友人をばかにする

## 経済的暴力

生活費を渡さない  
「外で働くな!」など命令する  
借金を重ね、責任をとらせる

## 性的暴力

性行為を強要する  
ポルノを見せたり、道具のように扱う  
避妊に協力しない・中絶させる

## 社会的隔離

外出や、親族・友人との付き合いを制限する  
携帯電話をチェックしたり、監視する

配偶者等からの暴力(DV)は、  
犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、  
ふるわれる側に責任があるものではありません。  
いかなる理由があろうとも、  
決して許されるものではありません。

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

川崎市DV相談支援センター(電話相談窓口)

# 044-200-0845

9:30~16:30 月~金曜日(祝日、年末年始を除く)

緊急時は110番を!



詳しくは  
ホームページで

# 川崎市DV相談支援センターでは、こんな支援を行います。

- 配偶者等からの暴力被害に関する相談
- 問題の解決に向けた情報や制度、相談機関等の紹介
- 緊急時の安全を確保するための相談
- 保護命令に関する相談

## その他のDV相談窓口

※緊急時は110番を!

	相談窓口	電話	相談日・相談時間 (年末年始を除く)
神奈川県配偶者暴力相談支援センター	女性のためのDV相談窓口	0466-26-5550 0466-26-5551	・月～金曜 9:00～21:00 ・土・日曜 9:00～17:00 (祝日を除く)
		0466-27-9799	月～日曜 9:00～17:00 (祝日を除く)
	女性への暴力相談 「週末ホットライン」	045-451-0740	・土・日曜 17:00～21:00 ・祝日 9:00～21:00
	多言語による相談窓口 (英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、 ポルトガル語、タガログ語、タイ語) For Foreigner ※English, Chinese, Korean, Spanish, Portuguese, Tagalog, Thai	090-8002-2949	月～土曜 Monday-Saturday 10:00～17:00
	男性被害者相談窓口	0570-033-103	月～金曜 9:00～21:00 (祝日を除く)
	DVに悩む男性のための 相談窓口	0570-783-744 (なやみ なしよ)	月・木曜 18:00～21:00 (祝日を除く)

## 市内の関連相談窓口

	相談窓口	電話	相談日・相談時間 (年末年始を除く)
	ハロー・ウィメンズ110番 <b>女性</b> (生き方、働き方、人間関係など)	044-811-8600	・月～木曜 10:00～15:00 ・金曜 15:00～20:00 ・日曜 12:00～17:00
	男性のための電話相談 <b>男性</b> (生き方、働き方、人間関係など)	044-814-1080	毎週水曜 18:00～21:00
	人権オンブズパーソン (男女平等にかかわる人権の侵害)	044-813-3111	・月・水・金曜 13:00～19:00 ・土曜 9:00～15:00

第5期

# 川崎市男女平等推進 行動計画

～かわさき☆かがやきプラン～

令和4(2022)年度～令和7(2025)年度



川崎市

令和4(2022)年3月

## 目標Ⅲ 地域における男女共同参画の推進

単身世帯の増加や少子高齢化が進む中で、地域では気候変動や災害への対策、困難を抱え孤立する人の包摂など、様々な課題に対応することが求められています。多様な視点を反映した地域社会の実現に向けて、地域防災などの方針決定過程への女性の参画や、仕事中心の生活となっている男性の地域活動への参画を促進します。また、新型コロナウイルス感染症をはじめ社会経済状況が変化する中、DVなどの暴力の被害者や、貧困に苦しむ人、教育や就労などの機会が得られない人など、困難な状況にある人が増えています。性別によって課題やニーズが異なること、また性別、年齢、障害、国籍等に起因する困難を複合的に抱えている場合があることに留意しながら、誰もが地域で安心して暮らすことができる環境の整備を推進します。そして、一人ひとりがお互いの身体的性差を十分に理解し尊重しながら、生涯にわたって地域で健康に生活できるよう、性差に応じた医療や健康増進の環境整備、ライフステージに応じた健康づくりを推進していきます。

### 基本施策8 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

DVをはじめ、性暴力や虐待といった様々な暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成に向けて暴力を許さない社会づくりを推進することが重要です。被害者の多くは女性となっていますが、男性や性的マイノリティも含まれることに留意する必要があります。被害者が一人で抱え込まず、安心して身近な相談窓口相談できるよう、相談窓口の周知と関係機関と連携した被害者支援を行うとともに、暴力の防止に向けた啓発・教育を推進していきます。特に、JKビジネスや児童への性的虐待など、性暴力や性犯罪の被害が低年齢化・深刻化していることを踏まえ、幼少期から若年層に対して人権教育や啓発活動を推進していきます。

### 施策27 ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進

「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、関係機関と連携した被害者への支援や支援を担う関係者の人材育成、DVに関する相談窓口の周知と予防啓発に取り組みます。

事業番号	事業	所管局
78	「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」を推進し、配偶者等からの暴力による被害者への支援を実施します。	市民文化局 こども未来局
79	ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の周知や情報提供を行います。	市民文化局 こども未来局
80	ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた啓発や研修を実施します。	市民文化局 こども未来局

# 川崎市総合計画 第3期実施計画

令和4（2022）年3月

川 崎 市

施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

事務事業名	事業内容・目標						
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降	
<b>ひとり親家庭等の総合的支援事業</b> ひとり親家庭等に対して、経済的支援をはじめ、子育て・生活支援、養育費確保、就業支援などを実施します。また、必要な情報的確に届くよう、実用的な情報を能動的に発信するとともに、関係機関と連携しながら課題を抱えた家庭に効果的な相談支援を実施するなど、ひとり親家庭等への総合的な支援を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童扶養手当の支給                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者への適正な支給</li> </ul> </li> <li>R2支給世帯数：5,836世帯</li> <li>● ひとり親家庭等への医療費の一部助成の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部助成の実施</li> </ul> </li> <li>R2助成対象者数：12,164人</li> <li>● 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付事業の実施</li> </ul> </li> <li>R2新規貸付件数：299件</li> <li>● ひとり親家庭等への日常生活支援の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活援助及び子育て支援の実施</li> </ul> </li> <li>● ひとり親家庭等の子どもへの居場所の提供・学習支援等の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所の提供及び学習支援等の実施：市内16か所（R2）</li> </ul> </li> <li>● 養育費確保に向けた支援の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・養育費確保事業の実施</li> <li>・法律相談及び養育費確保に係る講座等の実施</li> </ul> </li> <li>● 母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活・就業相談及び支援の実施</li> </ul> </li> <li>● ひとり親家庭への資格取得支援の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給</li> </ul> </li> <li>R2職業訓練促進給付金受給者が資格を活用して1年以内に就労した割合：90%</li> <li>● 母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施</li> </ul> </li> </ul>	継続実施				事業推進	
<b>女性保護事業</b> 日常生活にさまざまな困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援を自治体間で連携しながら取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性相談の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性相談員による相談・自立支援の実施</li> </ul> </li> <li>・事業実施</li> <li>● DV相談支援センターを活用したDV被害者等への相談・支援の実施</li> <li>・事業実施</li> <li>● 効果的な相談支援体制等の検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援の充実に向けた検討</li> </ul> </li> <li>● DV被害者等の緊急一時保護の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時における対応</li> </ul> </li> <li>事業実施</li> </ul>	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施 ・相談支援の充実に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画  
進行管理・評価